# 宿泊約款

(適用範囲)
第一条
１、当ホテルがお客様との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
２、当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申し込み)
第二条
１、当ホテルに宿泊契約の申し込みをされようとするお客様は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
（１） 宿泊者氏名
（２） 宿泊日及びご到着予定時刻
（３） 宿泊料金　　(原則として、別表第１の基本宿泊料による。)
（４） その他ホテルが必要と認める事項
２、お客様が、宿泊中に前項第２号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)
第三条
1、 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。
ただし当ホテルが承諾をしなかったときは、この限りではありません。
２、前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3 日を超えるときは３日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。
３、申込金は、まずお客様が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第六条及び第十八条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金（ご宿泊キャンセル料）に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第十二条（料金の支払い）の規定により料金の支払いの際に返還いたします。
４、第２項の申込金を同項の規定により、当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たっては、当ホテルがその旨をお客様に告知した場合に限ります。

（申込金の支払いを要しないこととする特約）
第四条
１、前条第２項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
２、宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条２項の申込金のお支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)
第五条
１、当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
（１）宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
（２）満室により客室の余裕がなく、ご要望に副えないとき。
（３）宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
（４）宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
（５）宿泊しようとする者が、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
（６）天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊していただくことが不可能なとき。
（７）宿泊しようとする者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、団体またはその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という）である場合。
（８）宿泊しようとする者が暴力団、または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体である場合。
（９）宿泊しようとする者が、宿泊施設若しくは従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき、又は同様な行為を行ったと認められるとき。
（１０）前各号に掲げる事項以外の場合で、公衆に迷惑をかける行為等の防止に関する条例（平成１４年栃木県条例第６２号）で定める事由に該当する場合。

（宿泊客の契約解除権）
第六条
１、お客様は当ホテルに申し出て、宿泊契約を解約することができます。
２、当ホテルは、お客様が宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、下記の表に掲げるところにより取消料を申し受けます。ただし、当ホテルが第四条第１項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって、お客様が宿泊契約を解除したときの取消料支払義務について、当ホテルがお客様に告知した時に限ります。
３、当ホテルは、お客様が連絡をしないで宿泊日当日の 21 時（あらかじめご到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊されるお客様により解除されたものとみなし処理することがあります。
《取消料について》

| 宿泊予約人数 | 不　泊 | 当　日 | 前　日 | ５日前 | ７日前 | １４日前 | ２１日前 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| １名～１０名 | 100% | 100% | 50% | 30% | 10% | | |
| １１名～２０名 | 100% | 100% | 100% | 50% | 30% | 20% | 10% |
| ２１名以上 | 100% | 100% | 100% | 70% | 50% | 30% | 20% |

（当ホテルの契約解除権）
第七条
１、当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
（１）お客様が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
（２）宿泊するお客様が伝染病者であると明らかに認められるとき。
（３）宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
（４）天災等不可抗力に起因する事由により宿泊いただくことが出来ないとき。
（５）宿泊しようとする者が泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき、及び、宿泊者がほかの宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。（栃木県条例による）
（６）寝室での寝タバコ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
（７）暴力団等反社会勢力
（８）暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体。
２、当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、お客様がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

（宿泊の登録）
第八条
１、お客様には、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて次の事項を登録していただきます。
（１）宿泊者の氏名、年齢、性別、住所及び職業
（２）外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
（３）出発日及び出発予定時刻
（４）その他当ホテルが必要と認める事項
２、お客様が第十二条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等、通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ申し出の上、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

（客室の使用時間）
第九条
１、お客様が当ホテルの客室を使用できる時間は、当日１５時より翌日１１時までとします。
但し、連続して宿泊する場合においては到着日及び出発日を除き終日使用することができます。
２、当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
（１）１１時を超え１４時までは、宿泊料金の３０％相当額
（２）１４時以降は、宿泊料金の１００％相当額

（利用規則の厳守）
第十条
お客様は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に提示した利用規則に従っていただきます。

（営業時間）
第十一条
１、当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設などの詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等でご案内致します。

（1）フロント・キャッシャー等サービス時間

① 門限・正面玄関　　２４時　　③ 外貨両替（Exchange）　　不可

② フロント・キャッシャー　　７時から２２時

（2）飲食等サービス時間

① ご朝食　　７時３０分から９時３０分まで、

② ご夕食　　１８時００分から２１時００分まで

但し、宿泊者数や季節等により変更する場合があります。

いずれの場合もチェックイン時にご案内致します。

（3）附帯サービス施設時間

① ライブラリー　　６時から２４時まで

② 共同大浴場及び露天風呂　　１５時から２４時、翌朝６時から１０時まで

（料金の支払い）

第十二条

１、お客様が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第１に掲げるところによります。また、各種プランをご利用の際はその内容に従った宿泊料金となります。

２、前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、お客様の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行なっていただきます。

３、当ホテルがお客様に客室を提供し、その使用が可能になったのち、お客様が任意に宿泊をしなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

（当ホテルの責任）

第十三条

１、当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

２、当ホテルは、防災施設の整備に努めるほか万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

（契約した客室の提供ができないときの取り扱い）

第十四条

１、当ホテルはお客様に契約した客室を提供できないときは、お客様の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

２、当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料をお客様に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

（奇託物等の取り扱い）

第十五条

１、お客様がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、お客様がそれを行わなかったときは、当ホテルは 15 万円を限度としてその損害を賠償します。

２、お客様が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、お客様からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、15 万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

第十六条

１、お客様の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、お客様がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

２、お客様がチェックアウトしたのち、お客様の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。但し、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、遺失物法に基づき処理させていただきます。

３、前 2 項の場合におけるお客様の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

(宿泊客の責任)

第十七条

お客様の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該お客様にはその損害を賠償していただきます。

（駐車の責任）
第十八条
お客様が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(個人情報の管理責任)
第十九条
１、(利用目的）第二条により当ホテルが知り得たお客様の個人情報について、お客様へのダイレクトメール等でのホテル情報のお知らせ及び御礼状・お詫び状等の書面送付、または第十六条の場合の連絡等を利用目的として使用する場合がありますが、その他の目的において当ホテルが使用及び公に開示することはありません。
２、(収集制限の原則）お客様の個人情報保護に関して、第二条の規定は、チェックインの際の宿泊者カードによる通知の上、あらかじめご宿泊されるお客様ご本人の承諾・同意を得て実行・収集されるものとします。

（安全保護の原則）
第二十条
当ホテルは、合理的安全保障措置による、個人情報の紛失・破壊・使用・修正・開示などからの保護の徹底に努めます。また、全従業員（派遣スタッフ、アルバイト等含む）に対しては適切な教育を行い、知識や意識の向上を図るほか、個人情報の取り扱いを外部に委託する場合は、委託先を審査し、必要かつ適切な監督を行います。
（１）第二条により当ホテルの知り得たお客様に関する個人情報はすべて、当ホテル及び幣社関連グループのみでの管理の下、第１項の利用目的での使用とし、それ以外での使用・修正及び外部へ開示することはありません。
（２）第１項において利用する情報の種類は第２項の規定により収集された情報のみとします。

（情報の開示）
第二十一条
１、提供において本人の同意がある場合を除き、公にまたは個人に開示・提供することはありません。ただし、人の生命、身体及び財産などに対する差し迫った危険があり、緊急の必要があると当ホテルが判断した場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合はその限りではありません。
２、前１号に関連して、国家公安委員会や警察庁等からの捜査協力依頼のために情報開示・提供する場合もあります。

（情報の訂正及び利用停止）
第二十二条
当社が保有する個人データについて、ご本人から訂正及び利用停止を求められた場合は、当ホテル窓口にて迅速な対応に努めます。法令等の定めに従って求めに応じない場合は、その理由を説明することといたします。

（取り組みの継続的改善）
第二十三条
１、当ホテルは、個人情報保護に関する取り組みの継続的改善に努めます。したがって、この保護方針が予告なく変更されることがあります。
２、上記全項目に従って、対応に必要な範囲でご本人確認をさせていただく場合がありますことをあらかじめご承知置きください。

（約款の変更）
第二十四条
当ホテルは、本約款を予告なく変更することがあります。その場合、改定日以降の宿泊には変更後の規定が適用されるものとします。

別表第１《宿泊料金について》

| | | 内　訳　　Contents | |
|---|---|---|---|
| お支払い総額<br>(Total Charges) | 宿泊料金<br>(Accommodation Charges) | ①　基本宿泊料（室料＋朝夕食料）<br>Basic Accommodation Charge<br>(Room Charge / Dinner & Breakfast Charges) | |
| | 追加料金<br>(Extra Charges) | ②　追加飲食料<br>③　その他の利用料金 | Extra Meals & Drinks<br>Other Expenses |
| | 税金（Taxes） | Ⅰ　消費税<br>Ⅱ　入湯税 | Consumption Tax<br>Bath Tax |

２０２０年４月１日
日光中禅寺湖温泉　ホテル花庵

## 特定商取引法の表記

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 販売業者 | アイアンドエフ・ビルディング株式会社 |
| 販売責任者 | 泉　邦治 |
| 所在住所 | 〒531-0072　大阪府大阪市北区豊崎3丁目9番7号 |
| お問合せ先 | 06-6373-3285(代表)<br>各施設のお問い合せ先は、公式サイト内のホテル一覧でご確認ください。 |
| URL | https://hotel-binario.jp |
| 販売価格 | 宿泊プラン等により異なりますので、公式サイトの各施設ページにてご確認ください。 |
| 商品代金以外の必要料金 | お電話・FAXまたはご宿泊ホテルでお申し込みいただいた追加サービスについては、追加料金が発生します。<br>詳細は各施設に関するページにてご確認ください。 |
| 商品引渡し時期 | ［予約成立時期］当サイトを利用してご宿泊される場合、予約完了のご案内がお客様の予約画面上に表示された時点で、ご予約成立となります。 |
| お支払い方法 | 予約時の事前お支払い：予約時にクレジットカードにて決済いただきます。<br>現地にてお支払い：チェックインまたはチェックアウト時に、現金またはクレジットカードにてお支払いいただけます。<br>(ギフトカードは各施設にお問い合せください) |
| 返品・送料/キャンセル | 下記の場合を除き、サービスの特性上、ご利用後の返金・交換はできません。該当する場合は、弊社負担にて返金・交換させていただきます。また、これら以外のキャンセルにつきましては各施設ページにてご確認ください。<br>・お申込みいただいた商品と異なる場合<br>・万一、破損及び不良品だった場合<br>・お申込みいただいた数量と異なる場合<br><br>※特定商取引法の通信販売においては、クーリングオフ制度は適用されませんので予めご了承ください。 |